

平成29年7月6日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

実務対応報告公開草案第52号
「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」
に対する意見

平成29年5月10日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問1(ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意します。

質問2(会計処理に関する質問)

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

第5項(6)について、利益を計上する時点が明示されていないため、「権利が失効することが確定した期に利益として計上する」といった文言を入れてはどうか。

質問3(注記に関する質問)

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意します。

なお、連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表において同様の注記が必要であるかが不明確であるため明らかにしていただけないか(第10項(2)の注記も同様)。

質問4(適用時期及び経過措置に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

有価証券報告書や招集通知等における、開示項目への影響が大きいこととの関係の上でも、従来採用していた会計処理を継続することができる経過措置を設けることについて同意します。しかしながら、経過措置により同一の期におけるストック・オプションの会計処理について異なる二つの会計処理が行われることを防止するため、適用時期は期首からの適用に限定すべきと考えるがどうか。(例えば、同一会計期間内で公表前に付与したものと公表後に付与したものがあある場合、両者は同一の会計処理が行われるべきと考えるがどうか)

また、経過措置を採用した場合の注記について、期間比較性を確保する観点から、「公表日より前に付与した取引については従来採用した会計処理を継続している旨」についても注記することとしてはどうか。

質問 5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

第10項(2)に記載の、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続し、かつ公表日以後、新たに従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引がない場合は、本実務対応報告を適用したことについて「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として開示する必要があるかを明確にしてください。(実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」について、適用初年度より前に締結されていた信託契約に係る会計処理について従来採用していた方法を継続する場合についても会計方針の変更に該当すると、実務上取り扱われていましたが同様でしょうか。)

以上